前項の爭議の爲め去る十六日午前十時頃、警察署長大牟田警察署に來り、夫れ迄自宅に留め置きたる夫人を、同署に呼出し、金四百圓を支給せしめ、一人に付金十圓宛の割合にて、爭議團幹部某の三名は其の實動公安を害するものなりとして右演說會終了後檢束處分に附せられたのである。

越へて二十七日解決條件に依る諸手當の支給を受けたる爭議團側は同日夕刻解散せり。